

国の出先機関が入居予定の合同庁舎について

平成22年度及び平成23年度予算

- 出先機関改革の検討が進められていることから、以下を満たす事業について整備を実施

- 整備の緊急性が真に高い事業
 - 耐震性の問題がある現庁舎の割合が高いもの
 - 事業の遅れにより資産債務改革に支障をきたすもの
- 入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる事業

H22概算要求
(H21. 8)

35箇所
実施

H22要求見直し
(H21. 10)

22箇所
見送り

H23当初予算

18箇所
見送り

4箇所再開

今後の対応

- 基本的には見送りを継続
- 東日本大震災の被災状況を踏まえて、「① 整備の緊急性が真に高い事業」として以下を追加し、優先的に整備を実施することを検討

(iii) 優先地域^(注1)に所在する防災合同庁舎^(注2)であって、防災機能の強化のために整備が必要なもの

(注1) 優先地域

- (ア) 地震により被害を受けた場合の社会的影響が大きい三大都市圏内の地域
(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県)
- (イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域
- (ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域
- (エ) 東南海・南海地震に係る防災対策推進地域

整備再開検討箇所

庁舎名	整備の緊急性
仙台第1 地方合同庁舎 (増築棟)	優先地域に所在する防災合同 庁舎
高松 地方合同庁舎(Ⅱ期)	優先地域に所在する防災合同 庁舎
帯広第2 地方合同庁舎	優先地域に所在する防災合同 庁舎
大井 合同庁舎	建築基準法に基づく耐震性能を 満たさない現庁舎の割合が高い

【備考】

従来の見送り箇所のうち整備の再開を検討する上記4箇所の他に、次に掲げる合同庁舎の整備の実施を検討

石巻港湾合同庁舎：

東日本大震災に係る災害復旧として建替

浦和地方合同庁舎(増築棟)：

現浦和税務署庁舎が耐震性能不足等の問題を有することから、隣接する浦和地方合同庁舎の増築棟として整備〔再掲〕

鹿児島港湾合同庁舎：

地中障害物のため、建設予定地を変更して整備

(注2) 防災合同庁舎

次のいずれかに該当する合同庁舎を「防災合同庁舎」という。

- Ⅰ類またはⅡ類の官署を集約しているもの
- Ⅰ類またはⅡ類の官署の占める割合が大きいもの

※ Ⅰ類官署：本省庁・地方整備局等の地方ブロック防災機関等
Ⅱ類官署：地方气象台等の県単位防災機関等